

# 山口市景観形成基本方針

平成24年3月  
山口市

## はじめに

山口市は、奥深い中国山地から風光明媚な瀬戸内海に至る広大な市域のなかに、多様で豊かな自然資源を有するとともに、古くから県政の中心地として風格ある都市資本が充実し、栄華を誇った大内文化などに代表される歴史文化を色濃く残すまちなみや建造物など、都市資源、文化資源に恵まれた様々な価値や可能性を秘める景観を有しています。



これらは長い歳月を経て歴史・風土により育まれてきた各地域らしさであり、我々が暮らしのなかで自己を確立していくうえでの礎となってきたものでもあります。

また、地域固有の景観や良好なまちなみは、その地域で暮らす人々の誇りであると同時に、来街者にとっての魅力ともなりうる資源でもあり、今後の地域の特性を生かしたまちづくりにとって非常に重要な役割を担っています。

さらに、近年の人々の価値観が量的充実から質的向上へと変化し、景観に対する意識の高まりを見せていることなどもふまえ、国においては、平成 15 年に「美しい国づくり政策大綱」が制定され、平成 16 年には「景観法」が施行され、魅力ある国づくりを推進するための体制が整えられました。

このような背景をふまえ、景観は、市民共有の資産であり、地域固有の価値であるとの認識のもと、本市はより積極的な景観行政を推進するため、平成 18 年 5 月より「景観法」に基づく景観行政団体となり、このたび、本市の良好な景観形成の基本的方向性を示す「山口市景観形成基本方針」を策定いたしました。

今後は、この基本方針をもとに、地域の特性を生かした景観づくりを推進し、住まう誇り、訪れる喜びに満ちた、より美しく魅力ある山口市の景観形成に向け、市民、事業者等の皆様との協働のもと、取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、本基本方針の策定にあたりまして、熱心に御審議いただきました「山口市景観計画策定委員会」の委員の皆様をはじめ、貴重な御意見や御提言をいただいた市民の皆様、関係各位に、心から感謝し、厚く御礼申し上げます。

平成 24 年(2012 年)3 月

山口市長 渡辺 純忠

# 目次

<b>第1章 背景と目的</b>	<b>1</b>
1. 景観とは	1
2. 景観を取り巻く状況	2
2-1. 景観法の制定	2
2-2. 山口市の取組み	2
2-3. 景観形成の必要性	3
3. 山口市景観形成基本方針の位置づけ	4
3-1. 策定の目的	4
3-2. 位置づけ	4
<b>第2章 山口市の景観特性と課題</b>	<b>5</b>
1. 山口市の概要	5
1-1. 位置・地勢	5
1-2. 地域の歴史	6
1-3. 交通網	7
2. 山口市の景観構成要素	8
2-1. 自然・風土	9
2-2. 生業・生活文化	11
2-3. 歴史・文化	13
2-4. 都市・生活環境	16
3. 山口市の景観特性	19
3-1. 地形から見る景観特性～4つの景域～	19
(1) 阿武川水系を中心とした景域	21
(2) 佐波川水系・仁保川を中心とした景域	23
(3) 山口盆地を中心とした市街地の景域	25
(4) 榎野川河口から瀬戸内海沿いの景域	28
3-2. 広域的なシークエンス景観～移動に伴い変化する景観～	30
(1) 道路景観	30
(2) 鉄道景観	30
4. 山口市の景観に関する市民意向	32
5. 山口市の景観形成における課題	34

<b>第3章 景観形成の基本方針</b>	<b>36</b>
1. 景観形成の目標	36
2. 景観形成の基本理念	36
3. 景観形成の基本方針	37
3-1. 基本方針の考え方	38
3-2. 基本方針	39
方針Ⅰ 地域の特性を大切に人育てる	39
方針Ⅱ 自然と共に生きる暮らしを育む	40
方針Ⅲ 潤いと豊かさを感じられるまちなみを育む	41
方針Ⅳ 歴史と文化の薫るまちなみをつくる	42
方針Ⅴ 広域的な交流拠点となる市街地を創出する	43
<b>第4章 景観形成の推進</b>	<b>44</b>
1. 景観形成の役割	44
1-1. 市民の役割	45
1-2. 事業者の役割	46
1-3. 市の役割	47
2. 推進方策	48
2-1. 市民・事業者との協働を支える仕組みづくり	48
2-2. 総合的かつ計画的な景観施策の推進に向けて	49
<b>付属資料</b>	<b>51</b>
1. 策定経過	51
2. 山口市景観計画策定委員会設置要綱	52
3. 山口市景観計画策定委員会委員名簿	54